

日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の概要

上谷田 卓

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 日米貿易交渉の経緯
3. 日米貿易協定の概要
4. 日米デジタル貿易協定の概要
5. 両協定に対する主な指摘

1. はじめに

2019年10月15日、第200回国会（臨時会）において、「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」（以下「日米貿易協定」という。）及び「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（以下「日米デジタル貿易協定」という。）の承認案件が提出された。いずれも日米間の貿易の促進を目指して作成された二国間の貿易協定であり、日米貿易協定は、両国間の一定の農産品及び工業品の関税を撤廃又は削減すること等について規定し、また、日米デジタル貿易協定は、両国間において円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを規定している。

2017年1月の米国の「環太平洋パートナーシップ協定」（以下「TPP」という。）からの離脱後、日米両国の貿易関係をめぐる議論は二国間の枠組みで進められてきた。特に2018年9月以降は二国間の貿易協定の作成に向けた交渉が重ねられ、上記2つの協定が署名されるに至った。

本稿では、2018年9月以降の日米貿易交渉に焦点を当て、その経緯、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の主な内容等を概説し、併せて両協定に対する主な指摘を紹介する。

2. 日米貿易交渉の経緯

（1）日米物品貿易協定（TAG）交渉の開始

トランプ大統領はTPPからの離脱後、米国にとってより良い貿易ルールを自国主導で実現するための手段として、二国間の貿易交渉を追求するとともに、「1962年通商拡大法

第 232 条」¹に代表される国内法に基づき、米国にとって不公正・不均衡な貿易慣行に対処してきた。他方、自由貿易の拡大を志向する日本は米国に T P P 復帰を求めつつも、米国の求めに応ずる形で日米間の貿易関係等を議論する二国間の対話の枠組み²を設けてきた。

このように、日米両国の貿易交渉をめぐる思惑には違いが見られてきたが、安倍総理とトランプ大統領は 2018 年 9 月 26 日の日米首脳会談（ニューヨーク）において、日米両国の経済的な結び付きをより強固なものとするのが両国間の貿易を安定的に拡大させるとともに、自由で開かれた国際経済の発展につながるとの認識に基づき、「日米物品貿易協定」（T A G）交渉を開始することに合意した。その上で、両首脳は、会談後に発出した「日米共同声明」³（表 1 を参照）に基づき、今後の交渉を進めていくことを確認した。

表 1 日米共同声明の概要（2018 年 9 月 26 日、抜粋）

<p>3 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定（T A G）について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。</p> <p>4 日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。</p> <p>5 上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する。 ー日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。 ー米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。</p> <p>7 日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、他の関税関連問題の早期解決に努める。</p>

首脳会談を終え、国会において安倍総理は T A G 交渉について、「サービス全般の自由化、幅広いルールで盛り込むことは想定しておらず、その意味で、これまで我が国が結んできた包括的な F T A とは異なるものである」と説明した⁴。また、日本側の約束事項である農林水産品の譲許内容（表 1 の 5 の項目）に関して、「これまでに締結した経済連携協定の中で、最も水準が高いものは T P P である」と強調した⁵。しかし、米国では、12 月 21 日に米国通商代表部（U S T R）が今後の交渉を「米日貿易協定」（U S J T A）交渉と位置付けた上で、農産品関税の撤廃、サービス貿易（通信・金融等）の改善を含む 22 分野の交渉目的⁶を議会に通知するなど、日本側の否定する包括的な F T A を目指す姿勢が示された。また、パーデュー農務長官が日本の農林水産品の関税について、T P P 以上の譲歩を

¹ 特定産品の輸入が米国の国家安全保障に脅威を与えるおそれがある場合に、追加関税措置等の是正措置を発動する権限を大統領に付与する規定。米国はこの規定に基づき、2018 年 3 月以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入品に対して追加関税措置を課しているほか、同年 5 月には輸入自動車・自動車部品による国家安全保障への影響調査を行う方針を表明し、追加関税措置の必要性について検討を進めている。

² 麻生副総理とペンス副大統領による「日米経済対話」（2017 年 2 月設置）、茂木国務大臣（現外務大臣）とライトハイザー通商代表による「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」（F F R、2018 年 4 月設置）

³ 外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000402972.pdf>>（令元. 10. 15 最終アクセス、以下 U R L の最終アクセスの日付はいずれも同日である。）

⁴ 第 197 回国会参議院予算委員会会議録第 1 号 16 頁（平 30. 11. 5）

⁵ 第 197 回国会衆議院予算委員会会議録第 3 号 10 頁（平 30. 11. 2）

⁶ U S T R ウェブサイト<https://ustr.gov/sites/default/files/2018.12.21_Summary_of_U.S.-Japan_Negotiating_Objectives.pdf>

求めると主張⁷するなど、日米両国の共同声明の解釈や交渉姿勢に違いが見られた。

(2) 日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の署名と国会提出

2019年4月15日～16日にかけて、茂木国務大臣（現外務大臣）とライトハイザー通商代表は第1回交渉会合（ワシントン）を開催し、農産品・自動車を含む物品貿易の議論を開始すること、デジタル貿易の取扱いについて適切な時期に議論を行うこと等に合意した。その上で、日米両国は事務レベルの実務者協議、閣僚会合等を重ね、8月の閣僚会合（ワシントン、同月21日～23日）及び首脳会談（フランス・ビアリッツ、同月25日）において、農産品、工業品の主要項目について意見の一致を確認した。なお、安倍総理は会談後の共同記者会見において日米貿易交渉とは別に、害虫被害対策の一環として、米国からのトウモロコシの前倒し購入を含む代替飼料の確保対策を実施する考えも明らかにした⁸。

その後、安倍総理とトランプ大統領は9月25日に首脳会談（ニューヨーク）を行い、日米貿易交渉について、「日米貿易協定」及び「日米デジタル貿易協定」が最終合意に達したことを確認する「日米共同声明」⁹（表2を参照）に署名した。安倍総理は会談後、「日米双方にとってウィン・ウィンとなる結論を得ることができた」と強調した上で、「今回の協定は、我が国経済の更なる成長に寄与するのみならず、自由で公正なルールに基づく世界経済の発展にも大きく貢献するものであり、その意義は極めて大きい」との認識を示した¹⁰。他方、トランプ大統領は、「米国の農家や畜産家にとっての大きな勝利だ」、「慢性的な貿易赤字を減らす上で重要だ」等と発言するなど、米国側の成果を強調した¹¹。

こうした経緯を経て、日米両政府は10月7日、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定に署名した。これを受け、日本政府は、同月15日に両協定を国会（衆議院）に提出した¹²。

表2 日米共同声明の概要（2019年9月25日、抜粋）

- | |
|---|
| <p>3 こうした早期の成果が達成されたことから、日米両国は、日米貿易協定の発効後、4か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。</p> <p>4 日米両国は、信頼関係に基づき、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行する。日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める。</p> |
|---|

⁷ “U.S. Agriculture secretary says Washington seeks deeper farm tariff cuts by Japan than those in TPP,” the Japan Times news, October 19, 2018.

⁸ 「日米貿易交渉に関する日米両首脳記者会見」（2019.8.25 外務省ウェブサイト）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page6_000373.html〉

⁹ 外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000520820.pdf>〉

¹⁰ 「第74回国連総会出席等についての内外記者会見」（2019.9.25 首相官邸ウェブサイト）〈https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2019/0925kaiken.html〉

¹¹ “Remarks by President Trump and Prime Minister Abe of Japan in Signing of Joint Trade Agreement,” The White House, September 25, 2019.

¹² いずれの協定も日米両国の国内手続の完了通知後、30日（又は別途合意する日）で発効する旨規定されている（日米貿易協定第9条及び日米デジタル貿易協定第22.2条）。なお、トランプ政権は両協定の早期発効の観点から、協定の実施に必要な措置の議会承認を省略し、大統領権限で締結する意向を示している（『読売新聞』（令元.9.27））。

3. 日米貿易協定の概要

日米貿易協定は、両国間の物品関税を撤廃又は削減すること等について規定している（第5条）¹³。安倍総理は関税撤廃率（貿易額ベース）について、米国側が約92%、日本側が約84%と説明した¹⁴。また、日本政府は2019年10月18日、同協定による経済効果（実質GDP：約0.8%（約4兆円）増、雇用：約0.4%（約28万人）増）と農林水産物の生産減少額（約600億円～約1,100億円）の試算結果を公表した。以下、主な内容を紹介する。

（1）農林水産品の合意内容

日本は、米国から輸入する農林水産品に係る関税について、TPPで米国に譲許した範囲内の水準の関税撤廃・削減等を約束した（TPP等の約束内容との比較は表3を参照）。

例えば、米国がTPP以上の市場開放を求めていた牛肉及び豚肉について、TPPと同内容の関税撤廃又は削減を約束するとともに、輸入急増に備えて米国からの近年の輸入実績と同等のセーフガードを設定することで合意した。また、チーズ、ホエイ等の乳製品に加え、小麦等の関税に係る約束についてもTPPと同内容の譲許を約束した。一方、TPPで米国向けの無税輸入枠を設定することとしていたコメに関しては、米粒（粳、精米等）・コメ調整品を含む全ての品目について、関税撤廃・削減等の対象から除外することが約束された。同様に、米国を含むTPP締約国全体（いわゆる「TPPワイド」）の低関税輸入枠を設定することとしていた乳製品33品目（脱脂粉乳・バター等）についても、米国向けの低関税輸入枠の設定が見送られることとなった。この他、TPPで一定の譲許を約束していた林産品・水産品等の全ての品目についても、現行関税等を維持することで合意した。

酒類に関しては、ワインについてTPPと同内容の関税撤廃を約束した一方、TPPで関税撤廃を約束した清酒や焼酎等について現行関税等を維持することで合意した。加えて、米国におけるワイン・蒸留酒の容量規制の改正¹⁵、日本産酒類10表示（日本酒、壺岐等）の地理的表示（GI）の保護等の非関税措置に係る約束を記した交換公文も交わされた。

ただし、上記のうち、関税撤廃・削減等を約束した品目については、日米貿易協定の発効時から、「包括的・先進的TPP協定」（CPTPP）¹⁶締約国に対する現在の関税率と同じ税率を適用することが合意されている（附属書I第B節第2款～第5款に基づき品目ごとに発効初年度の関税率等を規定）。また、米国産農産品に対する特恵的な待遇の見直しに向けた将来の再協議規定も日本側の譲許表に盛り込まれた（同附属書同節第1款第5項）。

他方、米国に輸出する農林水産品に係る関税については、対米輸出拡大を目指す牛肉の低関税輸入枠の拡大が実現した。また、日本からの輸出関心が高い農産品42品目（醤油、ながいも、柿、メロン、切り花、盆栽等）の関税撤廃・削減も約束された。

¹³ 日本側は附属書Iに、米国側は附属書IIにそれぞれ関税の撤廃又は削減等の対象品目、条件等を定めている。なお、これらの附属書は「譲許表」とも呼称される。

¹⁴ 第200回国会衆議院本会議録第3号（令元.10.8）

¹⁵ 米国では、四合瓶（720ミリリットル）や一升瓶（1.8リットル）等での販売・流通が認められていない状況にある。

¹⁶ 米国のTPP離脱後、同国以外のTPP署名11か国の間で策定された経済連携協定（EPA）であり、一部を除きTPPの内容・譲許水準を踏襲している。2018年12月30日に発効し、2019年10月15日現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州及びベトナムの7か国が締結している。

表3 農林水産品に係る約束の概要

品目	日米貿易協定【米国→日本】	(参考) TPP/CPTPP【米国→日本】
コメ	関税削減・撤廃等の対象から除外	米国向け無税輸入枠を設定(発効当初5万t→13年目以降7万t)
牛肉	・関税削減はTPPと同内容 ・セーフガード設定(発効基準数量は2020年度24.2万t(2018年度輸入実績25.5万t)→2033年度以降29.3万t)	・関税(38.5%)を16年目に9%まで削減 ・セーフガード設定(発効基準数量(参加国全体からの輸入量)は、発効当初59万t→16年目以降73.8万t)
豚肉	・関税削減・撤廃はTPPと同内容 ・セーフガード設定(発効基準数量は従価税部分は過去3年間の輸入量の最高値に一定割合を乗じた数量、従量税部分は米国とCPTPP参加国からの輸入量の合計(2022年度9万t→2027年度以降15万t))	・従価税(4.3%)は10年目に撤廃、従量税(482円/kg)は10年目に50円/kgまで削減 ・セーフガード設定(発効基準数量は従価税部分は過去3年間の輸入量の最高値に一定割合を乗じた数量、従量税部分は米国とCPTPP参加国からの輸入量の合計(発効当初9万t→10年目以降15万t))
小麦	・マークアップ(国内産小麦の生産振興対策等に割り当てる経費)はTPPと同内容 ・TPPと同内容の米国向け低関税輸入枠を設定(2019年度12万t→2024年度以降15万t)	・マークアップを9年目までに45%削減 ・米国向け低関税輸入枠を設定(発効当初11.4万t→7年目以降15万t)
乳製品	・脱脂粉乳及びバターの米国向け低関税輸入枠は設置しない ・チーズ、ホエイ等の関税削減・撤廃はTPPと同内容	・TPPワイドの低関税輸入枠を設定(脱脂粉乳:発効当初約2.1万t→6年目以降約2.4万t、バター:発効当初約4万t→6年目以降約4.6万t) ・ホエイ:21年目に関税撤廃、シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ、クリームチーズ(脂肪分45%未満):16年目に関税撤廃、ブルーチーズ:11年目までに関税(29.8%)を50%削減等
砂糖	・砂糖の関税撤廃・削減はTPPと同内容 ・粗糖・精製糖のほか、加糖調製品や砂糖菓子(チョコレート菓子等)は譲許せず	・高糖度の精製用原料糖は関税撤廃・調整金削減 ・加糖調製品は品目ごとにTPP参加国向け輸入枠を設定(発効当初合計6.2万t→合計9.6万t(品目ごとに6年目~11年目以降))
酒類	ワインはTPPと同内容、清酒、焼酎などの他の酒類は譲許せず	ワインは8年目に、清酒、焼酎は11年目にそれぞれ関税撤廃
林産物 水産品	全ての有税品目の関税を維持	・合板及び製材:16年目に関税撤廃 ・あじ、さば:12年目~16年目までに関税撤廃
品目	【日本→米国】	【日本→米国】
牛肉	現行の日本向け輸入枠(200t)と複数国向け輸入枠(64,805t)を合わせた約65,005tの低関税輸入枠を設定	・15年目までに枠外税率(26.4%)を撤廃 ・現行の日本向け低関税輸入枠(200t)に代え、無税輸入枠を設定(発効当初3,000t→14年目以降6,250t)

(出所) TPP等政府対策本部資料及び農林水産省資料に基づき筆者作成

(2) 工業品の合意内容

米国に輸出する工業品に係る関税については、日本企業の輸出関心が高く、また、日米間の貿易量が多い品目を中心に、即時関税撤廃を含む早期の関税撤廃・削減が合意された。具体的には、①日本の技術力を体現する高性能の工作機械・同部品(マシニングセンタ、工具等)、②日本企業による米国現地事業が必要とする関連資機材(エアコン部品、鉄道部品等)、③今後市場規模の拡大が期待される先端技術品目(3Dプリンタ、燃料電池等)、④米国消費者のニーズが高い品目(楽器、眼鏡等)等の関税撤廃・削減が約束された。

しかし、日本の対米輸出総額の38.4%(2018年度財務省貿易統計)を占める自動車及び自動車部品に関しては、TPPでは関税撤廃(自動車関税(2.5%)は25年目に撤廃、自動車部品は87.4%の品目について関税(約2~8%)を即時撤廃)が約束されていたが、日米貿易協定においては関税撤廃が見送られ、米国側の譲許表に「関税の撤廃に関して更に交渉する」ことが明記されることとなった(附属書II一般的注釈第7項)。

他方、米国から輸入する工業品に係る関税については、全ての有税工業品について現行関税等を維持することで合意した。

4. 日米デジタル貿易協定の概要

日米デジタル貿易協定は、日米間における円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易の促進に向け、TPPと同等以上の水準のルールを規定している。

具体的には、デジタルデータの自由な流通を確保するためのルールとして、①締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならないこと（第7条）、②他方の締約国のデジタル・プロダクト（コンピュータ・プログラム、文字列等）に対して無差別待遇を与えること（第8条及び第1条（g））、③情報の電子的手段による国境を越える移転を禁止・制限してはならないこと（第11条）、④自国の領域内での事業を実施するための条件として自国内でのコンピュータ関連設備の利用・設置を要求してはならないこと（第12条）等が規定されている。また、デジタルデータの保護を確保するためのルールとして、①自国における輸入・販売等の条件としてソフトウェアのソース・コード（プログラムの文字列）やアルゴリズム（問題を解決するための手順）の移転等を要求してはならないこと（第17条及び第1条（a））、②ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等の双方向コンピュータサービスについて、情報流通等に関連する損害の責任を決定するにあたり、SNSのサービス提供者等を情報の発信主体として取り扱う措置を採用・維持してはならないこと（第18条）、③暗号を使用する情報通信技術製品の輸入・販売等の条件として暗号法に関する情報の移転等を要求してはならないこと（第21条）等が定められている。

上記のうち、第17条のアルゴリズムの移転等の要求禁止や第18条のSNS等のサービス提供者に対する民事上の責任に関する規定はTPPに設けられていないルールである。

5. 両協定に対する主な指摘

（1）国内農林水産業への影響とCPTPPの牛肉セーフガードの見直し

日本は、米国産の農林水産品に係る関税をTPPの範囲内での譲許に抑制した。これを踏まえ、安倍総理は、「農林水産物について、過去の経済連携協定で約束したものが最大限であるとした昨年9月の共同声明に沿った結論が得られた」と強調した¹⁷。この結果に対しては、例えば全国農業協同組合中央会から、コメが関税削減等の対象から除外されたことを受け、「生産現場は安心できる」との評価が示される一方、今後の農産物の輸入動向等を見据え、合意内容の十分な周知等の必要性が指摘されている¹⁸。また、全国知事会からは、地方の農林水産業に対する影響への懸念が示され、体質強化等の支援の必要性が指摘されている¹⁹。さらに、国内農業への影響の検証を求めるとの意見も寄せられている²⁰。

なお、米国が強く市場開放を求めていた牛肉については、関税削減に伴う輸入急増に備え、2018年度の輸入実績よりも低い水準のセーフガードが設定された。その上で、政府は

¹⁷ 第200回国会衆議院本会議録第2号（令元. 10. 7）

¹⁸ 「日米貿易交渉の合意にあたっての全中会長談話」（2019. 9. 26 全国農業協同組合中央会ウェブサイト）〈<https://org.ja-group.jp/message/wp/wp-content/uploads/2019/09/up20190926025926043.pdf>〉

¹⁹ 「日米貿易協定に係る緊急提言」（2019. 10. 9 全国知事会ウェブサイト）〈http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20191010-04_shiryou01.pdf〉

²⁰ 『日本農業新聞』（令元. 10. 3）

CPTPPの第6条²¹に基づき、米国からの輸入量を含む形で設定しているCPTPPの牛肉セーフガードの発動基準数量の引下げを求めていく等の姿勢を示した²²。しかし、この点について豪州のマッケンジー農相はCPTPPの見直しに否定的な見解を示している²³。

(2) 自動車・自動車部品の合意内容をめぐる指摘

ア 自動車・同部品の継続協議とWTO協定との整合性

日本は米国がTPPにおいて約束した自動車・同部品の関税撤廃を継続協議とすることで合意したが、安倍総理は「更なる交渉による関税撤廃を明記した」こと等を挙げ、「国益にかなう結果を得られた」と強調した²⁴。ただし、米国の譲許表には具体的な関税撤廃期間や原産地規則（協定に基づく特惠待遇の適用を受けるための要件・手続）等に係る約束は明記されず、どのような水準・条件の譲許を実現できるかについては今後の交渉に委ねられることとなった。この結果に対して日本自動車工業会は一定の評価を示しつつも、今後の対米交渉を念頭に日米自動車産業の持続的な発展と国際競争力の更なる向上に資する成果を得られるよう努力を求める旨指摘している²⁵。

他方、対米輸出総額の4割弱を占める自動車・同部品の関税撤廃が見送られたこと、日本が全ての有税工業品の関税を維持したことなど、日米両国が自由化率の低い貿易協定を策定したことを踏まえ、WTO協定との整合性²⁶や貿易自由化の趨勢に及ぼす影響が問われ得るとの指摘もなされている。

イ 自動車・同部品に対する追加関税措置等の発動の可能性

安倍総理は、米国が検討を進める日本の自動車・同部品に対する追加関税措置について、日米共同声明の内容、すなわち「協定が誠実に履行されている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」との内容を踏まえ（表2の4の項目を参照）、「日本の自動車・自動車部品に対して232条に基づく追加関税は課されないことを直接トランプ大統領に確認した」と強調した²⁷。併せて、茂木外務大臣は、追加関税措置と同様に懸念されていた自動車・同部品の輸出に対する数量規制等について、「数量規制のような管理貿易的措置は求めない旨も米国に確認をとっている」と説明した²⁸。

しかし、米国ではライトハイザー通商代表が「現時点で日本車に追加関税を課す意図

²¹ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はその見込みがない場合に、いずれかの締約国の要請に応じて、CPTPPの運用を見直すことが規定されている。

²² 「渋谷政策調整統括官による事務ブリーフ概要」（2019.9.25 TPP等政府対策本部ウェブサイト）〈http://www.cas.go.jp/jp/tpp/ffr/pdf/190925_TPP_jimugaiyou.pdf〉

²³ 『日本経済新聞』（令和.8.27）

²⁴ 第200回国会参議院本会議録第3号（令和.10.9）

²⁵ 「会長コメント 日米貿易協定の最終合意について」（2019.9.26 日本自動車工業会ウェブサイト）〈http://release.jama.or.jp/sys/comment/detail.pl?item_id=579〉

²⁶ FTAは、「実質上全ての貿易」について関税等の障壁を撤廃すること（明確な基準はないが90%程度の関税撤廃率が相場とされている）等の一定の条件の下（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第24条、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第5条）、WTOの基本原則である最恵国待遇（第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること）の例外として、その締結が許容されている（川瀬剛志「日米貿易協定はWTO協定違反か？」『RIETI Special Report』（2019.10.7））。

²⁷ 第200回国会衆議院本会議録第2号（令和.10.7）

²⁸ 第200回国会衆議院予算委員会議録第1号（令和.10.10）

はない」と述べるなど²⁹、将来的に追加関税措置等を発動する可能性があるとも受け取られる発言を行っており、米国が将来この措置をとらないという確約は得られていないとの指摘も見られている³⁰。

(3) 日米デジタル貿易協定の意義・効果

日米デジタル貿易協定には、日米間の円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのTPPと同等以上の水準のルールが規定された。これを受け、経済界からは日本がWTOやG20の場で主導する電子商取引ルールの策定に向けた議論³¹に寄与するものになるとの期待が示されている³²。一方、デジタルデータの流通・保護を含む電子商取引に関する議論については、自由なデータ流通を重視する米国、信頼性のあるデータ保護を志向するEU、国家主権に基づくデータ管理を求める中国など、意見の隔たりが大きい状況にあるとされ、今後各国の立場をいかに調整していくかが課題との指摘もなされている³³。

(4) 今後の対米通商交渉の在り方

日米両国は今後の方向性として、①日米貿易協定の発効後4か月以内に協議を終える意図であること、②その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図であることを日米共同声明に明記した(表2の3の項目を参照)。この内容について安倍総理は、上記①に関しては、「どのような分野を交渉するのか、その対象をまず協議する」と説明したが、上記②に関しては具体的な説明を避けた³⁴。しかし、最終合意後、トランプ大統領は最終的な包括的貿易協定の達成に向けて更なる交渉に取り組んでいくとの方針を示すなど³⁵、第2段階の交渉に向けた意欲を示している。また、仮に今後更なる貿易自由化に向けた交渉が行われる場合について、牛肉や豚肉等の最大の交渉カードを切った日本としては、相当厳しい交渉を強いられることになるとの指摘もなされている³⁶。

(かみたにだ すぐる)

²⁹ “Trump Announces a Trade Pact With Japan,” the New York Times news, September 25, 2019.

³⁰ 内田聖子「多国間貿易体制を脅かす日米貿易協定。WTO違反をしても米国の要望に応えるのか」『HARBOR BUSINESS Online』(2019.10.7)

³¹ 日本政府は「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト」(DFFT)を基本コンセプト(2019年1月の世界経済フォーラム年次総会で安倍総理が提唱)として、WTOが未整備の分野である電子商取引のルール策定に向けた議論を70以上の国・地域との間で推進している。2019年6月のG20大阪サミットでは、WTOでの議論の後押しを目的に「大阪トラック」の立ち上げを宣言するなど、議論の活性化に努めている。

³² 「日米貿易協定等に係る最終合意に関する中西会長コメント」(2019.9.26 日本経済団体連合会ウェブサイト)〈<http://www.keidanren.or.jp/speech/comment/2019/0926.html>〉等

³³ 菅原淳一「日本主導で「大阪トラック」開始-WTO電子商取引交渉は前途多難」『みずほインサイト』(2019.7.2) 3～5頁

³⁴ 第200回国会参議院本会議録第3号(令元.10.9)

³⁵ “President Donald J. Trump Has Reached Agreements with Japan to Improve Trade Between Our Nations” The White House, September 25, 2019.

³⁶ 菅原淳一「日米貿易交渉は第2段階へー今次合意は米の早期妥結要望に沿った「初期協定」ー」『みずほインサイト』(2019.9.30) 5～6頁、『朝日新聞』(令元.10.9)